

建第 307 号
令和3年9月13日

建築関係団体の長 殿

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課長



「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」による区域指定に係る
建築基準法に基づく市街化調整区域における容積率等の数値の変更について（通知）

このたび、本県においては、田原本町の一部において、建築基準法に基づく市街化調整区域における容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さに係る数値を変更します。今回変更する数値は、令和3年9月21日付けの県公報で告示を行い、同日付けで施行いたします。

つきましては、別添の内容について、会報誌等への掲載及び貴職における掲示等による貴会の会員等への周知をよろしくお願いします。

問い合わせ先

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局

建築安全推進課建築審査係

TEL 0742(27)7561

FAX 0742(27)7790

令和3年9月21日から田原本町の一部において

市街化調整区域における容積率等の制限が変わります！

このたび、県では、田原本町の一部において、建築基準法に基づく市街化調整区域における容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さに係る数値を変更しました。今回変更した数値は、令和3年9月21日から適用されます。

詳しい内容については、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課及び中和土木事務所建築課並びに田原本町産業建設部まちづくり建設課に備え置く図書で確認してください。

◆ 閲覧及び問い合わせ先 ◆

奈良県県土マネジメント部

地域デザイン推進局建築安全推進課

(電話 0742-27-7561)

奈良県中和土木事務所建築課

(電話 0744-48-3079)

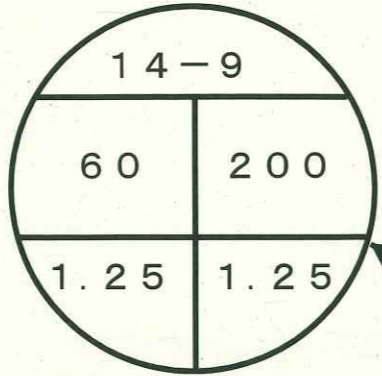
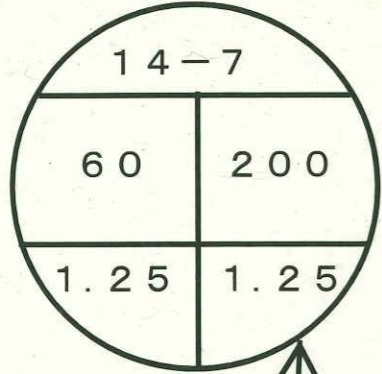
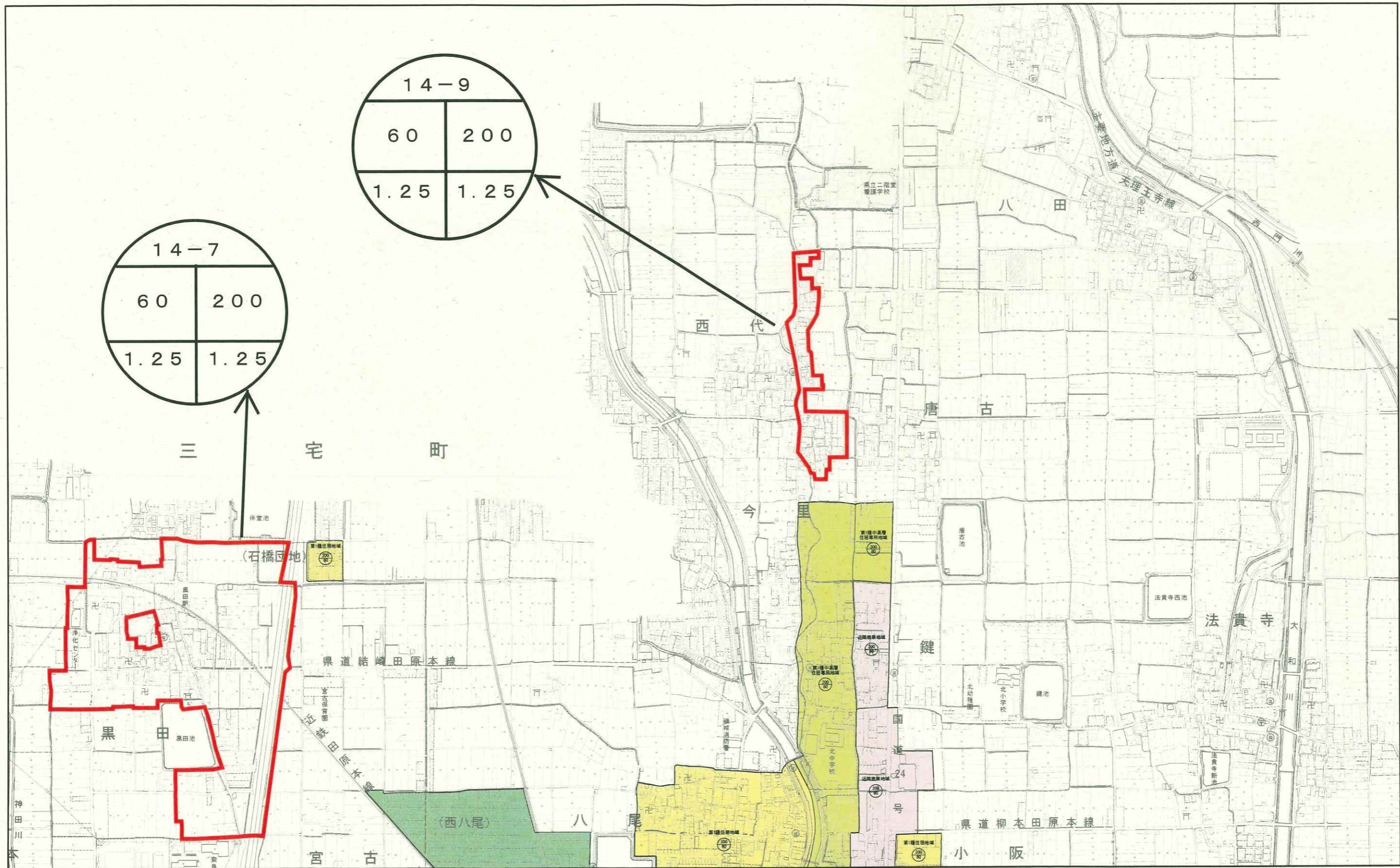
田原本町産業建設部まちづくり建設課

(電話 0744-34-2085)

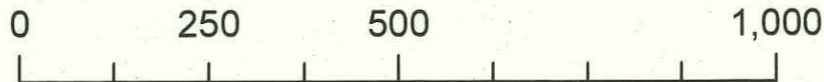
ご 注 意

令和3年9月21日までに、都市計画法に基づく開発許可等の所要の手続き及び建築基準法に基づく確認済証の交付を受けていても、令和3年9月21日以降に建築工事に着手する場合は、変更後の容積率等の規制を受けます。

田原本町 総括図



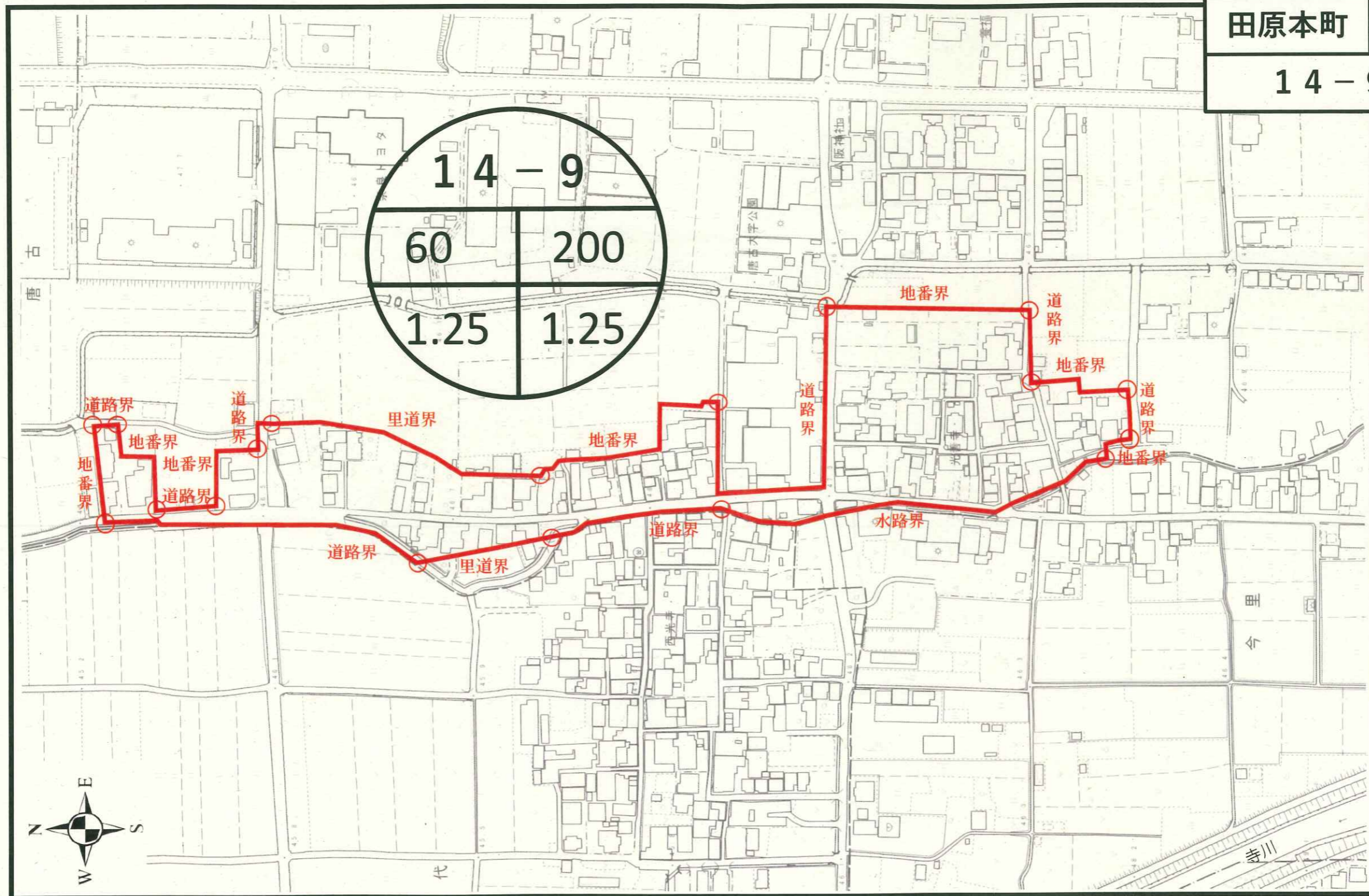
1:10,000



詳細図

田原本町 1

14-9



1:2,500

0 50 100 200